

2023年1月30日

ドライバーの労働時間などの改善基準告示の改正に伴うお願い

近年大きな関心事となっております「運送業の2024年問題」ですが、昨年の12月に労働時間などの改善基準告示の改正が決定し、2024年4月より適用されます。

※改善基準告示改正による主な変更点を参照

今回の改善基準告示内容の変更に伴いドライバーの働き方改革を推進していくためには、長時間労働の原因を少しでも改善していく必要があります。特に、待機時間や積み込み・取卸し時間の削減、配車条件の緩和（指定時間の緩和等）、早期入出荷のご依頼、変更率の低減、長距離現場への高速道路利用のご理解等、「運送業の2024年問題」に向けて、お得意先の皆さまのご理解ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

■改善基準告示改正による主な変更点

項目	現行	改正後
1年の拘束時間	3,516時間	原則3,300時間、最大3,400時間
1ヵ月の拘束時間	原則293時間、最大320時間	原則284時間、最大310時間
1日の拘束時間	原則13時間、最大16時間	13時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安）
1日の休憩時間	連続8時間	連続11時間を基本とし、継続9時間
連続運転時間	4時間が限度 （1回連続10分以上、合計30分以上、 運転の中断なく、連続して運転する時間）	4時間以内 （運転の中断時には休憩を与える。 1回おおむね10分以上、合計30分以上）
予期しえない事象（新設）	-	予期しえない対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間から除くことができる。

◇お問合せはこちら

太洋ヒロセ株式会社 工場部

今田 新一 TEL:092-932-1015

経営企画部

小野 哲也 TEL:092-283-7320

以 上